

県職交渉（時間外交渉）概要

- 1 日 時 令和4年5月18日（水）
- 2 場 所 審理審問室
- 3 出席者 【当局】行政経営部長、人事課長外
【組合】委員長、副委員長、書記長外
- 4 議 題 基本認識、産業医面談、時間外縮減の取組

項 目	組 合 主 張	当 局 回 答
基本認識	<p>○36 協定に関して、労働基準法の認識を確認したい。</p> <p>○36 協定の意義は、全庁で共有されているのか。</p>	<p>○労働基準法で1日8時間、週40時間を超えて勤務させてはならず、臨時的にやむを得ない場合に36協定の範囲内で時間外命令ができるということになっている。</p> <p>○はい。</p>
産業医面談	<p>○産業医面談の結果はどうだったのか。</p> <p>○時間外が増え、一方で若年のメンタルが増えている。両者のつながりはゼロではないと思う。そのための場だと再認識してほしい。</p>	<p>○産業医からの指示を受けるまでの者はいなかったが、それに近い人はいたと聞いている。</p> <p>○形式的になってないかとの指摘も踏まえ、職員健康担当と話し危機的なケースはすぐ対応するよう取り組んでいる。</p>
時間外縮減の取組	<p>○時間外勤務が年間1,000時間超の職場は、管理職も含め、全員が忙しい。</p> <p>○職員の「わ」応援プログラムで、時間外縮減の目標の達成が4/15局という状況をどう受けて止めているのか。</p>	<p>○コロナ対応の部署であり、委託や派遣の活用をできることからしている。保健所の負担軽減のため3月から事務センターを開設し、更なる外注も局と検討している。</p> <p>○原因は真摯に分析し、各局で今年度の計画を策定中である。</p>